我が国の離島航路政策について

国土交通省海事局内航課

離島航路の現況

昭和二七年に制定された離島航路整備法の第二条に、昭和二七年に制定された離島航路とが著しく不便であり。)と離島(本土に附属する島をいう。)とを連絡する航路、離り。)と離島(本土に附属する島をいう。)とを連絡する航路、離りの)と離島(本土に附属する島をいう。)とを連絡する航路、離りの)と離島(本土に制定された離島航路整備法の第二条に、昭和二七年に制定された離島航路整備法の第二条に、

ます(左図参照)。 とあり、令和四年四月現在、二八六の離島航路が存在してい

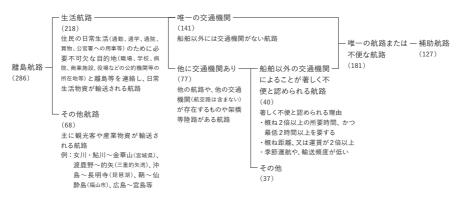
となっており、そのうち「船舶以外に交通機関がない唯一のこのうち、観光航路などを除いた二一八航路が「生活航路」ます(左図参照)。

二八六の離島航路の事業者の経営形態は、民営一

四一社、第

離鳥航路の分類 (離島航路補助金における分類)

令和4年4月1日現在



支援

Ź

ン

ع 公

L

7

0 涌

役 確

割

を 維

菓

た 改

す 善

客

船 を

航

路 用

0

確 て、

保

維 民

必 イ

要 フ

で

0

7 旅 事

地

域

共交

保

持

業

活

L

住

0

ラ

●離鳥航路整備法

費 に

用 あ

に 3

0

13

7 10

改

善

地

域 格

格 差

差

0

是 0

正

定 る

住

0 0 社

促

進 来 的

を に

义

必 3 Т

ع

鑑

み

地

域

0

で

あ 白

人 的

往 会

要

す る

7

厳

r V

然

0

1) 運 左

第3条 政府は、離島航路事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該離 島航路の維持を助成するための補助金を交付するこができる。

- ●地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- ①離島振興法により指定された離島振興対策事施地域又はこれらに進ず る地域(奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法又は沖縄振興 開発特別措置法) に係る航路である。
- ②本土と①の地域又は①の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、以下 のいずれかに該当する。
 - ・他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となる。
- ・同一離島に複数の航路が存在する場合に、同一離島について起点の 港を異にし、終点が同一の市町村にない航路であり、協議会で決定さ れた航路である。
- ③当該航路が陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有す
- ④当該航路において関係住民のほか 郵便物▽は生活必要品及び主要物 資等を輸送している。
- ⑤当該航路の経営により生ずる欠損が明らかに止むを得ないと認められる とともに、整備計画に適合する運航計画に従って営んだ場合における標 進 欠 掲 額(整備計画を基礎として別表の算出方法により算出した標準費用から標準 収益を差し引いた額をいう。) が25万円以上であることが見込まれる。

に

厳

L

61

状

況

とな

つ

7

お

ります

出典:海事局資料

援 離 離 島 を 島 住 行 は 民 運 7 他 0 賃 61 割引 地 ます 域 補 に 比 助 較 L

に [を行 よる 補 離 島 助 内 妆 0 定 象 つ 際 制 期 0 度 /標準 を は 導

航 を 路 運 算 営 0 I費補 節 囲 収 入 助 内 Ų Ã 支 見 行 か 込 補 ら K 九 助 ょ 妆 月 13 ます n 象 0 求 経 費 年 B 間 る 0 標 算 淮 出 事 化 は 方式 効 前 率 算 10 的 定 ょ 方 な

島 航 路 助 制 度

益 Ŧī. 万 0 は 八 人 船 セ 九 7 舶 ク **放** ィ 億 タ が 前 ナ 円 就 1 年度 航 ス 妆 L 7 Ŧī. 社 イ て j 几 65 / ス三六 営業 ます 公営 億 鬥 捐 加 経 益 1 常 は セ 和 自 収 ント) 7 支率 イ 年 体 度 ナ と となっ ス な は 0 輸送 八 つ 7 Ź パ 〇億 人 ぉ おり、 Ď, 1 員 は セ 営業収 ン Ŧī. } 経 깯 六 لح 常

地域公共交通確保維持改善事業による離島航路補助制度の概要

『地域公共交通確保維持改善事業』

R5予算額: 207億円

◇島民生活に必要不可欠な離島航路の維持・確保を支援

〈R5予算額 離島航路:70.5億円〉

- ○補助対象は唯一かつ赤字の航路
 - 1. 離島航路運営費補助
 - •欠損見込額に対する補助
 - 2. 離島住民運賃割引補助
 - 協議会の決定による離島住民運賃割引費用の1/2を支援(残り1/2は自治体等で負担)

る場)

お

て当 |来の

航

路

0

経

断等

で

問

題

点

\$

題 13 県

を

把

握

島航

路事業者等か

2ら構 該

成

L

航 た

路 め

0 診

維持や利用促

進

策

に 道

0 府

・て協議

離

島

航

路

0

維

持

· 改善

0

協

議

会

国

都

市

た上

で、

将 13

欠損増

大

経営 営

1破綻

を

ため 課

0

改

0 L

取

組

の支援を行っております

(次ペ

ージ

)図参照 回避する

- 3. 離島航路構造改革補助
 - 公設民営化等による船舶の代替建造費用への支援



出典:海事局資料

0 る

運

賃

水準まで

を引

き下 割引

幅

کے は

域

(自治体等)

離

島

住

民

向

け

渾

賃

に

つ

l)

7

业

地

域

0

地

方

バ

ス

等

負担

等を

て、

協

議 げ

会に 限度

お

61

7

運

賃 地 該

水

準を決定

営

補

助

0

中

で、 勘案

会で決定さ

れ

た運

賃引き下 £

げ

額

0

分

ます。

要が

あ

るため

離

島

住

良

向

け

運

賃割引

の支援を行

つ

て

お

n

を含

め、

玉

が

補 協議

助

がを行

つ

ております

一図参照

離島

航

路構造改革補

補 年 助 一度第二 航路 以外 次補 ^ の 正 支 援 制 度

離

令

和 島

ラ

スフォ でする新

1

X

シ

3

2

等 関

よる経営

化

0

P

に

資

な取 1

組

に

す に

る

実

証

運

に

対

する

支援に

加 営

客数増 感染症

加 対

に 観 た

要する費用等に

対して支援を実施

すること

策 施策

光分野と交通事

業者と

0 航

連

携

に

ょ

る

地

域

0 誘 え 改

そ ഗ 他 0 離島航路政

策

匹 予算を活 崩 効 率 D X G X 取 組 (グリー 綷

38

船

は

扣

割

台

に

応

ľ

7

離

島

航

路

事

業者

上

鉄

道 成 ŧ 構

で

0

が

費

L

輸 輸

機 機 舶

構 構

持 が

分

0

使 期 0

用

料

L お

共

有

期

間

を

通

て支払

61

定 用

間 分

お

む

ね

耐

用

年

数

共

有

共

有

船

0

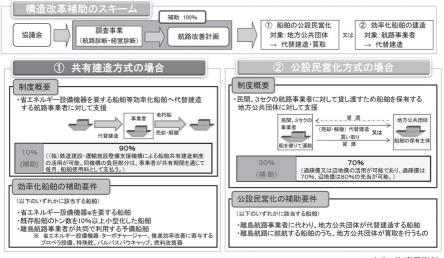
鉄

道

運 運 た

地域公共交通確保維持事業 (離島航路構造改革補助)

離島航路の維持・改善のため、協議会において当該航路の経営診断等で問題点や課題を把握した上で、将来 の欠損増大・経営破綻を回避するための改革の取組みを支援



出典:海事局資料

船 舶 建 造 支 援 鉄 道 運 輸 機 構

لح \$

な か

つ に

7

お 整

n

ま つ 算 う 除 税 連

す

調

L

0 に

Ŧī. 7

年

九.

月

末 年

ま

で 月

引

李 胳

続

き

実

施

す H 和

る

価 取 球

伴

燃 措置

料

侕

格

激

麥

緩

和

に

65

7

は

令 5

年 原

税

0

課

税 対

免

を

行

つ

7

61

る

ところ

こで、

す

さ

油 引 地

´ .

関

係

庁

携

L

燃

料

油

係

負

担

を

軽

減

す

た

め

温

化 省

策

0

還

付措

置

令

和

Ŧi. る

年 税

度

金要望。

年

延

長 る

軽

油

第

次

補 昇

正

予

お

61 油

同

五.

以 0

b

補

助

限 几

を

緩 度

用 上 共 設 げ 船 を 有 離 0 共 舶 分 \perp 有 建 運 島 導 支援 事 担 建 造 航 入計 監 造 制 路 L 施 を 督 7 制 度 設 画 に Þ 船 度 行 0 に 慗 就 認定 ح お 備 検 舶 つ 航 杳 は 7 支 0 13 す を受 建 13 援 4 て、 3 離 共 造 る 機 け 船 金 を 島 ところ 同 構 た 舶 利 船 で 造 航 0 0 议 舶 行 船 路 建 軽 に 下 事 う 所 で 造 お 減 業者 8 す に 13 に お 鉄 共 0 £ 対 ょ 道 لح で 同 は 75 L 図参 す。 鉄 発 運 7 共 九. 注 道 照 輸 は 有 ま 機 . \mathcal{H} 割 運 構 割 合 独 完 輸 を と 完 成 機 ま

そ ょ 離 0 ŋ 島 魅 航 船 力 路 旅 0 を 向 そ 含 F. 0 め Þ b た 発 0 信 を 貴 旅 を 客 図 重 船全 な 0 7 観 般 お 光 n コ の ま ン 支援 す テ ン ッ ح L 7 捉 え

直

13

Ž 割

0

鉄

道

建

九

特

で

き

離島航路事業者等への技術支援

航路改善協議会

1

建造基本計画策定

1

造船所選定・契約

1

建造・工事監督

1

竣工・就航

1

就航後の支援

温持を

図

ってまいります。

■離島航路改善計画の進め方

- ・協議会の開催による航路改善計画の策定
- ・建造船の主要寸法、性能要件等をまとめた 基本計画書を作成
- ・船主の意向や基本計画書をもとに一般配置 図を作成
- ·入札公告作成
- ·造船所企画選定協力 · 選定資料作成
- 入札時の技術説明
- ・ヒアリング資料作成と説明
- · 提案書評価委員会資料作成
- ・図面審査
- ・工事監督・検査

後 ポ

共 Ì

有

期

間

中

に

お

け

るトラ

ブ

対 図面 面での

応など継

続

L

たサポ

1 就 な

1 航 サ を 航

1

ic

加え、

建造 画段階 建

段階

に

お の

け ル

á 術

審

査)広範

工事

監

督

T.

|事監督以外の技術支援はすべて無償)も実施しているところです。

支援する等、

計

か

5 0

技

か 造

つ専門的

港湾調査、

造

船舶

仕様の作成支援、

船

所決定等

出典:鉄道・運輸機構資料をもとに作成

環 ح

の

制

度では、

船

舶

の建造資金

面

のみなら

ず、

技術支援

0

として離島

航

路

就航

支援を行っ

ており、

検

討

段階

に

不 続 あるため、 員 き 可 離 0 欠 島 関 減 なもの 住 係自治 少等に 民 に 国 とっ 王 で 交通 により、 体 あ とも緊密に 9 て、 省 海 離 航 事 島 П 路 局 航 0 は 連 生 内航課とい 路 減 事業者 活や産 携 少や高 を 取 ŋ 齢 0 業を支える手段とし なが たしまし 経 化 営 0 Ġ 進 は 厳 展 離 7 による輸 L 島航 は 61 状

引 況

き

0

となる制 を 買 間 € 1 取ることで、 7 度です 時 に 減 価 償 離島 却 後 航 0 残存 路事業者 簿 価 0 で 0 0 鉄 道 運] 輸 セ ン 1 櫹 所 持 有

送